

ふるさと向日市創生計画委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、ふるさと向日市創生計画委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の希望者は、会議の開催時刻の10分前までに、傍聴希望者受付票に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の希望者が、定員を超える場合は、受付をした者の中から抽選により決定するものとし、定員を超えない場合は、開催時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。
- (3) 前号の規定により許可を受けた者には、ふるさと向日市創生計画委員会傍聴許可証を交付するものとする。

3 傍聴を許可しない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 当日に、37.5℃以上の発熱や咳、倦怠感などの風邪様の諸症状が現れ、明らかな体調不良の症状が見られる者
- (5) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) 基本的な感染症対策として、咳の症状が見られる場合は、会場に入室する際に消毒液等により手指消毒を行い、会場内ではマスクの着用を心がけること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たり、この要領に違反したときは、委員会の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員会の長が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 14 日から実施する。